

3. 生産性向上関係

工事開始後のリスク発生時における 手戻り防止のための方策について

○中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ (平成28年6月22日)(抄)

Ⅱ. 課題に関する対応の方向性

1. 建設生産システムの適正化

(4) 民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化

【現状・課題】

建設工事は、事業期間が長期にわたり、地中の状況や近隣対応など、施工上のリスクが発現する可能性がある。これらのリスクについて、関係者間で情報共有や事前の協議等を行うことなく契約を締結して工事を開始し、実際にリスクが発現した場合、工期や金額変更について調整が難航し、円滑な工事の施工に支障を来すおそれがあるものの、民間の建設工事については、施工上想定される具体的なリスク負担に対する基本的な考え方や、受発注者間の協議の進め方についての基本的枠組みが整備されていない。

【対応の方向性】

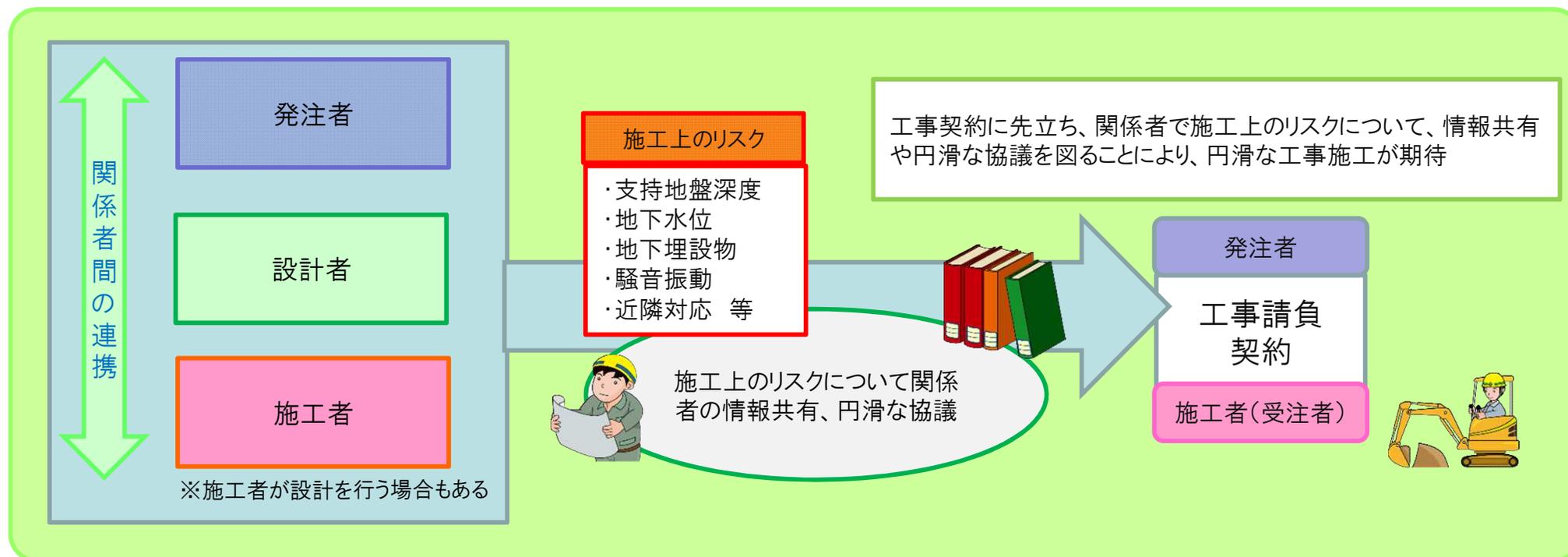
民間工事の円滑な施工を図り、適切な品質を確保するために、工事請負契約の締結に先立って、予め受発注者間で協議しておくことが必要と考えられる施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みを指針としてとりまとめることが必要である。

指針には、発注者、設計者、工事監理者、施工者等の関係者の役割や事前調査の必要性(特に地中関連)、関係者間の協力体制の構築について盛り込むことが適当である。

また、受発注者間の協議項目として、具体的に想定される主なリスクを、地中関連、設計関連、資材関連、周辺環境、天災等に分類し、各々のリスク負担に関する基本的考え方や留意事項について指針に盛り込むことが適当である。

民間工事指針の趣旨

- 建設工事は、発注者、設計者及び施工者が、契約等に基づき、それぞれ決められた役割を果たし、長期間にわたり連携協力して目的の建築物等を完成させる事業。工事の性質上、地中の状況や近隣対応など、当初は想定されなかった事象や調整事項が発生し、工期や費用への影響が生じる可能性が存在する。
- こうした施工上のリスクについて、事前協議等を行うことなく工事を開始し、実際にリスクが発現した場合、工期や金額等について関係者間の調整が整わないと、円滑な工事の施工に支障が生じるおそれがある。関係者間で、施工上どのようなリスクがあるかについて、予め情報を共有し、不明な点や各々のリスク負担等について明確化しておくことが、施工に伴うトラブルを防ぎ、円滑な工事施工を図る上で有効な方策となる。
- こうした関係事業者による取り組みを促すため、情報の共有や協議が求められる標準的な項目や枠組みについて整理した基本的枠組みを指針としてとりまとめることで、円滑な事業の遂行とともに、関係者の協議プロセスについての枠組みが整備(見える化)されることにより、消費者が安心して住宅購入等を行うことが期待される。



指針の趣旨等

- 民間建設工事の適正な施工を図るためには、請負契約に先立ち、具体的な施工上のリスクについて受発注者間で情報共有を図り、リスク負担について適切に協議を行うことが必要。
 - 施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みを民間工事指針としてとりまとめることで、円滑な工事施工が図られ、消費者が安心して住宅購入や施設利用を行うことが期待。
- ⇒ 平成28年7月14日に策定し、同日、関係団体宛に通知を発出。(民間発注者団体3団体、建設業関係団体105団体)

指針の構成

□事前調査の重要性

現場不一致等を防ぎ、工事を円滑に進めるために、調査会社の調査結果や専門的知見を活用して必要な事前調査を実施。

□必要な情報提供の実施

発注者が工事条件等について情報提供するとともに、施工者が工事経験等を基に専門的な見解を提案し、情報共有を図る。

□関係者間の協力体制の構築

関係者間が事前調査等の情報を共有して、以下の協議項目について施工上のリスクに関する協議を行い、共通認識を持った上で請負契約を締結することが必要。

□適切な工事請負契約の締結

建設業法に基づき、受発注者が対等な立場で公正な契約を締結するため、工事内容や請負代金等について適切に協議を実施。

具体的な協議項目

□事前協議の項目(12項目)

- 地中関係(支持地盤深度/地下水位/地下埋設物/土壤汚染)
- 設計関係(設計図書との調整/設計間の整合)
- 資材関係
- 周辺環境(近隣対応/騒音振動/日照障害等)
- 天災(地震、台風等)
- その他(法定手続き)

<協議項目の例>

■支持地盤深度に関する基本的考え方

適切な事前調査を行っても想定できないような施工上のリスクが発現し、杭長の再設計が必要となる場合の追加費用や工期延長の負担等について、予め受発注者間で協議を行う。

■設計図書との調整に関する基本的考え方

不確定部分を残したまま工事契約を締結して、施工中に設計修正等が必要となる場合の追加費用の負担等について、設計者からの適切な情報提供を受け、予め受発注者間で協議を行う。

○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～
（平成29年7月4日建設産業政策会議）（抄）

IV 今後の建設産業政策

2. 具体的な建設産業政策

(1) 業界内外の連携による生産性向上

①建設産業の各プレイヤーの役割と責務を明らかにする

- ・受発注者など各プレイヤーの生産性向上に向けた役割の明確化
 - －契約の対価となっている業務の明確化、指示や打合せのもと関係者の取り決めの明確化
- ・関係者（現場代理人、職長等）の定義・役割の明確化
- ・各プレイヤー間のリスク分担の明確化
 - －可能性のあるリスク要因に関する責任分担をあらかじめ定める場合、その内容を契約書面の記載事項に追加
- ・適切な工期設定や生産性向上に向けたガイドラインの策定

○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～
(平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

IV 今後の建設産業政策

2. 具体的な建設産業政策

(1) 業界内外の連携による生産性向上

②建設生産の各プロセスにおける手戻り・手待ちをなくす

- ・受発注者双方の責務の明確化
 - －適切な設計図書の提示・変更、施工条件の明示
- ・設計段階から建設生産プロセス全体の生産性向上に資する取組を推進
 - －生産性を意識した密度の高い設計、施工の自由度を持たせた設計など工事の特性に応じて生産性向上に繋がる設計を推進
- ・設計と施工の初期段階からの連携を図るためのフロントローディング(ECI方式の活用等)の推進
- ・技能労働者の多能工化の普及
 - －多能工化に取り組む際の手法等についてガイドラインを策定、業界団体を通じて普及を促進
- ・各プレイヤー間のリスク分担の明確化(再掲)

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
 - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

直轄の営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化について

○ 営繕工事の生産性向上に向けて、**現場への指示等※1**を適時に行えるよう、**工事の各工程における関係者間調整※2**を円滑化するために発注者として実施する事項を平成30年3月に取りまとめ、国及び都道府県、政令市等にも周知した。

※1: 施工者に対する発注者の指示または承諾、※2: 発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

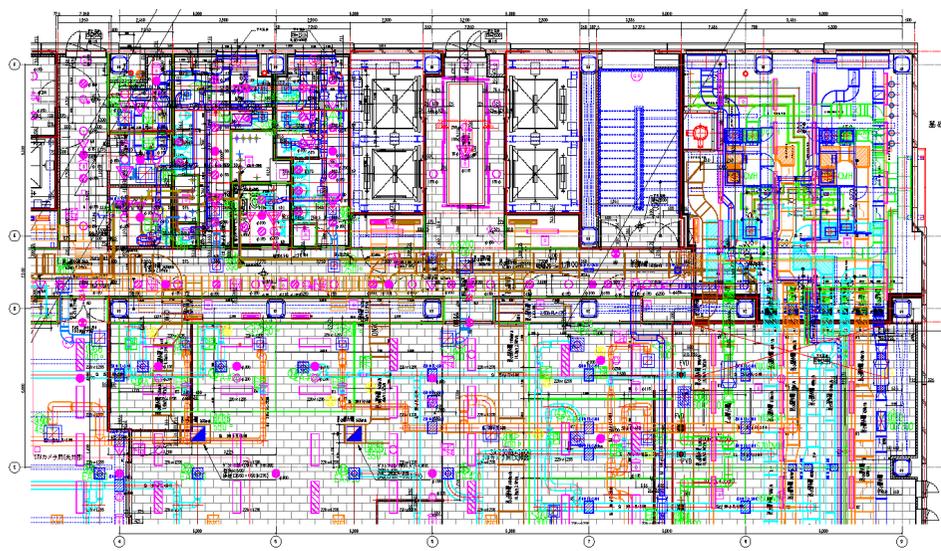
■ 円滑化のための実施事項 ■

- ① **遅滞ない設計意図伝達※3**
 - ◇ 遅滞ない設計意図伝達を仕様書に明記
 - ・ 常に工事の工程を確認して業務を実施
 - ・ 検討、報告等の期限を遵守
- ② **納まり等の調整※4の効率化**
 - ◇ 各種ツールを活用した取組の促進
 - ・ 納まり等の調整用図面を作成する場合、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」※5を参照
 - ・ BIM活用促進
- ③ **情報共有や検討等の迅速化**
 - ◇ 関係者が一堂に会する会議の早期開催
 - ・ 工期の始期日以降速やかに開催
 - ・ 検討事項について、期限や担当を共有
 - ◇ 情報共有システムの活用促進

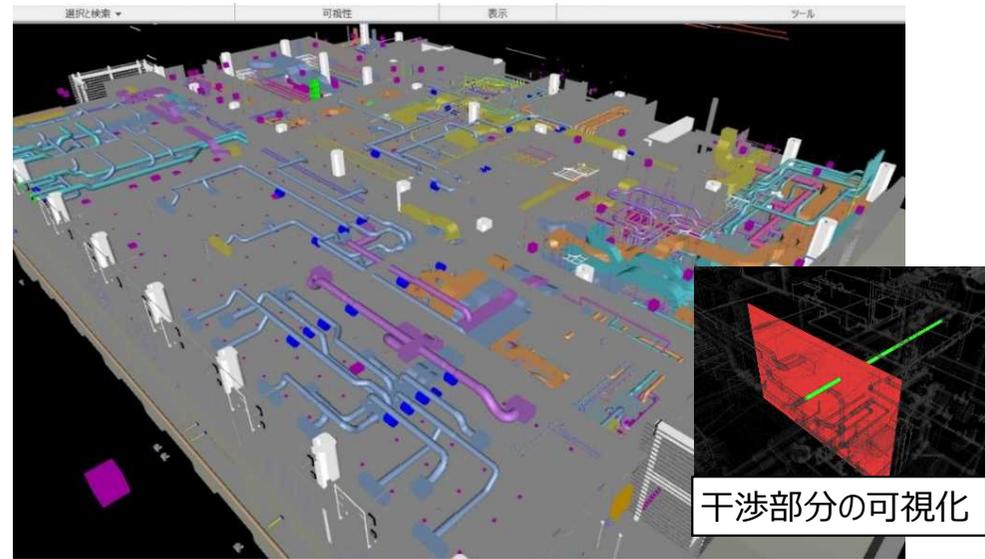
※3: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、材料・機材等の選定に関する検討・助言等、※4: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整、※5: (公社)日本建築士会連合会

B I Mの活用例

精度の高い3D図面により、**施工部位の干渉チェック**等が容易に実施可能



従来方法 総合図※6作成による整合性の確認



生産性向上 BIMを活用した干渉チェック

※6: 施工者が設計図を基に作成する図面に、各種建築、設備機器などの取り付け位置と寸法を入れて表記した図面

- 工事開始後の手戻りの防止については、「民間工事指針」や「適正工期ガイドライン」において、施工上のリスクに関する受発注者間での事前の情報共有に向けた取組等が記載されているが、生産性向上や働き方改革の視点からこれらの取組をさらに進めるため、どのような環境を整える必要があるか。その際、これらの内容を法令や約款等に位置づけることについてどのように考えるか。
- また、手戻りの防止など生産性向上を図る上で、BIMの活用や設計と施工の一層の連携（フロントローディングなど）が考えられるが、これらを進める際に留意すべき法的論点（受発注者、設計会社等の責任関係など）や法制面に反映すべき点はあるか。